

平成 29 年度税制改正大綱の主な改正点

平成 28 年 12 月 8 日に与党より、平成 29 年度税制改正大綱が公表されました。本ニュースレターでは特に個人富裕層及び中小企業オーナー並びに中小企業に関係する主な改正点を中心にご紹介いたします。

なお、税制改正の詳細は改正法案等の公表を待たなければならず、今後の国会審議等により内容に変更が生じる可能性があります。また、本文右側に記載した解説は、現時点で公表されている資料に基づいた筆者の個人的な見解が含まれており、今後提出される法案等の内容によっては異なる取り扱いになる可能性があります。

<目次>

- I. 相続税・贈与税・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
 - 1. 広大地評価の見直し
 - 2. 非上場株式の評価方式の見直し
 - 3. 事業承継税制の見直し
 - 4. 納税義務者の範囲の見直し
 - 5. 持分の定めのない医療法人へ移行に係る贈与税の非課税
 - 6. 上場株式等の物納順位の見直し
- II. 所得税等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
 - 1. 配偶者控除の見直し
 - 2. 積立 NISA の創設
- III. 法人税・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
 - 1. 所得拡大促進税制
 - 2. 特定の資産の買換え特例
 - 3. 中小企業経営強化税制の創設
 - 4. 中小企業者等の軽減税率の延長
 - 5. 中小法人の範囲の見直し
 - 6. 定期同額給与の見直し
 - 7. 研究開発税制
 - 8. 組織再編税制の見直し
 - 9. タックスヘイブン税制
 - 10. 申告期限の延長
- IV. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
 - 1. タワーマンションに係る固定資産税等の見直し
 - 2. 機械装置等に係る固定資産税の軽減
 - 3. 土地等の所有権移転登記に係る特例措置の延長
 - 4. 住宅用家屋の所有権保存登記等に係る特例措置の延長

I. 相続税・贈与税

【改正の方向】解説

1. 広大地評価の見直し

広大地の評価について、現行の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直すとともに、適用要件を明確化する。なお、平成 30 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。

＜想定される見直し後の評価方法＞

$$\text{広大地評価} = \text{路線価} \times \text{面積} \times \text{形状補正率} *1 \times \text{規模格差補正率} *2$$

*1 不整形地、奥行補正率等

*2 面積を考慮した補正率

＜現行の広大地補正率＞

面積	500 m ²	1,000 m ²	3,000 m ²	5,000 m ² 以上
補正率	0.575	0.55	0.45	0.35

【増税↑】

面積に応じた現状の補正率では、土地の形状によっては相続税評価額と取引価格との乖離が大き過ぎるケースが散見されました。

具体的な影響については、改正通達の公表を待たなければなりません。広大地の形状によっては、現状の評価額から大幅に増加するケースも想定されます。

また、解釈に幅がある広大地の適用要件について、明確化が図られます。

2. 非上場株式の評価方式の見直し

(1) 類似業種比準方式

- ① 類似業種の上場会社の株価（A の値）について、現行に課税時期の属する月以前 2 年間平均を加える。
- ② 類似業種の上場会社の配当金額（B の値）、利益金額（C の値）及び簿価純資産価額（D の値）について、連結決算を反映させたものとする。
- ③ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1：1：1 とする（現行は 1：3：1）。
- ④ 平成 29 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。

＜現行の類似業種比準方式＞

$$A \times \left(\frac{\frac{(B)}{B} + \frac{(C)}{C} \times 3 + \frac{(D)}{D}}{5} \right) \times 0.5 \sim 0.7$$

【減税↓】

①上場会社の株価上昇が与える影響の緩和が期待できます。

②連結決算の反映により、上場会社の配当、利益、純資産が単体の数値より高くなると予測されます。B、C、D の値が大きくなれば比準割合は小さくなり、評価対象会社の株価が下がります。

③比準割合の計算における利益×3 を廃止します。配当と純資産の比準割合の平均値より利益の比準割合（×3 しない値）が高い会社は株価が下がり、そうでない会社は逆に株価が上がると考えられます。

今年の 12 月末までと来年の 1 月以降との類似業種比準価額の増減を現時点で正確に予測するのは困難です。

(2) 会社規模の判定基準の見直し

評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。平成 29 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。

【減税↓】

会社規模がより大きく判定されれば、類似業種比準方式の適用割合が増えるため、一般的には評価額が下がると考えられます。

(3) 株式保有特定会社の判定基準見直し

新株予約権付社債を株式保有特定会社の判定基準に含める。平成 30 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。

＜株式保有特定会社の判定＞

$$\text{株式保有特定会社} = \frac{\text{株式及び出資の価額}}{\text{総資産の価額}} \geq 50\%$$

【増税↑】

上場されている新株予約権付社債を非上場会社に出資し、その非上場会社株式を類似業種比準方式で評価する節税策が可能でした。

3. 事業承継税制の見直し

- (1) 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、相続開始時又は贈与時の従業員数に 100 分の 80 を乗じて計算した数に一人に満たない端数があるときは、これを切り捨てる（現行：切り上げる）。ただし、相続開始時又は贈与時の従業員数が一人の場合には、一人とする。
- (2) 相続時精算課税制度に係る贈与を、贈与税の納税猶予制度の適用対象に加える。
- (3) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続承継会社の要件について、中小企業者であること及び当該会社の株式等が非上場株式等に該当することとする要件を撤廃する。
- (4) 災害により被害を受けた場合には、雇用確保要件等を緩和する。

4. 納税義務者の範囲の見直し

- (1) 国外財産に対する相続税・贈与税の非課税要件について、被相続人（又は贈与者）と相続人（又は受贈者）の国外住所期間の基準を 5 年から 10 年に延長する。
- (2) 日本の住所及び国籍を有しない者が、過去 10 年以内に日本に住所を有していた者から相続等により取得した国外財産を相続税等の課税対象とする。
- (3) 住所が一時的である外国人同士の相続等の場合は、国外財産を相続税等の課税対象としない（国内財産にのみ課税）。
- (4) 上記(1)から(3)の改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に相続等により取得する財産から適用する。

<納税義務者の判定一覧表>

太枠内：現行において国内・国外財産に課税
斜線部分：国内財産のみ⇒国内・国外財産に課税
黄色部分：国内・国外財産に課税⇒国内財産のみ
水色部分：国内財産のみ（変更なし）

被相続人 贈与者	相続人 受贈者	国内に 住所あり	一時的 住所	国内に住所なし		
				日本国籍あり		日本国籍 なし
				10年以内に 住所あり	10年以内に 住所なし	
国内に住所あり						
一時的住所			*1			*2
国内に 住所なし	10年以内に 住所あり					斜線
	短期滞在外国人					斜線
	10年以内に 住所なし		*3			水色

- *1（例）家族で日本にいる外国人駐在者が死亡し、その家族が相続
*2（例）日本にいる外国人駐在者が死亡し、本国の家族が相続
*3（例）日本にいる外国人駐在者の親が本国で死亡し、その外国人駐在者が相続

【減税↓】

- (1) 確保しなければならない 8 割の従業員数の計算において、例えば従業員 6 名の会社であれば、現行は 5 名以上の確保が必要ですが、改正後は 4 名以上（6 名×0.8=4.8⇒4 名）となります。
- (2) 現行は贈与税の納税猶予が適用できるのは暦年贈与のみであったことから、納税猶予が取り消された場合、税負担が重くなるおそれがありました。相続時精算課税が適用できれば、そのリスクが軽減できます。
- (3) 現行では、贈与税の納税猶予の適用時点から相続までの間に中小企業者でなくなった場合や上場した場合は、その贈与者の相続に係る相続税の納税猶予の要件を満たすことができませんでした。

【増税↑】

- (1) 親と子双方が国外への住所移転後 5 年を経過した後に、国外に移した財産を贈与等するという租税回避スキームを抑制します。

【減税↓】

- (2) 現行では、日本で就労する外国人が国内で死亡した場合に、国外財産に対し日本の相続税等が課税されたり、その外国人の親族等が外国で死亡した場合に、国外財産に相続税が課税されたりすることから高度外国人材の来日の阻害要因となっているとの指摘がありました。

5. 持分の定めのない医療法人へ移行に係る贈与税の非課税
 平成 18 年医療法等改正法の改正を前提に次の措置を講ずる。
- (1) 移行計画の認定を受けた医療法人の持分を有する個人が、その持分を放棄したことにより、移行期限までに持分の定めのない医療法人へ移行をした場合には、当該医療法人が持分放棄により受けた経済的利益については、贈与税を課税しない。
 - (2) 上記の適用を受けた医療法人が、持分の定めのない医療法人への移行をした日以後 6 年を経過する日までの間に移行計画の認定要件に該当しなくなった場合には、医療法人を個人とみなして、上記 (1) の経済的利益について贈与税を課税する。
 - (3) 医療承継に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を 3 年延長する。

6. 上場株式等の物納順位の見直し

相続税の物納に充てることができる財産の順位について、株式、社債及び投資信託等のうち上場されているものを第 1 順位とする。

順位	改正後の物納財産
第 1 順位	株式・社債・投資信託等のうち上場しているもの、 国債、地方債、不動産、船舶
第 2 順位	株式・社債・投資信託等のうち非上場のもの
第 3 順位	動産

II. 所得税等

1. 配偶者控除の見直し

平成 30 年以後の所得税から、配偶者控除等の配偶者の収入基準を引き上げるとともに、夫の収入制限を追加する。

	配偶者の収入*1	夫の収入制限*2	控除額*3
現 行	103 万円以下	なし	38 万円 (48 万円)
	103 万円超 141 万円未満	1,220 万円以下	38 万円 ～3 万円
改正後	150 万円以下	1,120 万円以下	38 万円 (48 万円)
		1,120 万円超 1,170 万円以下	26 万円 (32 万円)
		1,170 万円超 1,220 万円以下	13 万円 (16 万円)
		1,120 万円以下	36 万円 ～3 万円
	150 万円超 201 万円以下	1,120 万円超 1,170 万円以下	24 万円 ～2 万円
		1,170 万円超	12 万円
		1,220 万円以下	～1 万円

*1 給与収入のみの場合の金額を記載しており、所得金額ベースでは 150 万円⇒85 万円、201 万円⇒123 万円となる。

*2 給与収入のみの場合の金額を記載しており、所得金額ベースでは 1,120 万円⇒900 万円、1,220 万円⇒1,000 万円となる。

*3 () カッコ書きは老人控除対象配偶者 (70 歳以上) の控除額。

【減税↓】

現行では、持分なしの医療法人へ移行するにあたり、出資持分の放棄による医療法人への贈与税課税がネックになっていました。今回の改正で、移行計画の認定を受けた医療法人については、持分なしへ移行する際の医療法人に対する贈与税が非課税となります。

持分なしの医療法人への移行という選択肢が、より現実的になると考えられます。

【一】

相続開始時から納税までの間に、株価が大きく下落した場合は上場株式等の物納を検討すべきです (相続開始時の評価額で収納されるため)。

ただし、物納申請件数自体が年 130 件 (平成 27 年度) と非常に少なくなっており、その最大の要因として、金銭納付困難事由のクリアが難しいことがあげられます。

【減税↓】

38 万円の配偶者控除が適用できる配偶者の給与収入限度額を 150 万円以下に上げます。ただし、夫の給与収入が 1,120 万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,220 万円を超えると配偶者特別控除の適用はできません。高額所得者の世帯にとっては増税です。

所得税の 103 万円の壁が取り払われても、社会保険料の支払が生じる 130 万円の壁があります (平成 28 年 10 月から大企業で働くパートなどが、社会保険料を徴収される基準は年収 130 万円から 106 万円に引き下げ)。

今回の改正は配偶者控除のみですので、子などの扶養控除の収入限度額は 103 万円から変更はありません。

2. 積立 NISA の創設

少額からの積立・分散投資を促進するための積立 NISA を新たに創設する。

項目	内容
投資期間	平成 30 年から平成 49 年まで
投資上限額	年間 40 万円
非課税期間	20 年間
非課税対象投資	複数の銘柄の有価証券等に対して分散投資を行うなどの要件を満たした一定の投資信託に限定
現行制度との関係	現行 NISA (ジュニア NISA) との選択適用

【減税↓】

NISA 口座は約 1,000 万口座が開設されましたが、その半数以上が、一度も買付が行われていません (平成 28 年 8 月金融庁資料)。

積立 NISA は、少額から時間をかけて株式に積み立てる投資を促す制度です。

これで NISA の制度は、年 120 万円まで非課税期間 5 年の通常 NISA と、未成年者が対象で年 80 万円までのジュニア NISA とあわせて 3 つとなります。

III. 法人税

1. 所得拡大促進税制

現行の平成 24 年度からの給与総額の増加額に対する 10%の税額控除を確保しつつ、一人当たりの給与支給額の増加率が 2%以上の企業は、前年度からの給与総額の増加部分について 12% (大法人は 2%) の税額控除を加算する。

<一人当たり給与が 2%以上増加した中小企業者等>

年度	平 24 年度	前年度	当年度
給与総額	100	120	130
上乗せ控除額			10×22%
通常の控除額		20×10%	20×10%
基準給与総額	100	100	100

【減税↓】 所得拡大促進税制

一人当たりの賃金を前年比 2%以上増加させた中小企業は、税額控除率が大幅にアップします。

あくまで、税額控除制度ですので、利益をしっかりと計上している会社のみ恩恵があります (控除しきれない金額の還付はありません)。

制度創設から数年が経過していますが、未だに賃上げの要件を満たしているのにもかかわらず、税額控除の適用を失念している会社が散見されます。

<適用要件 (平成 29 年度) >

区分	内容
要件①	給与等支給総額が平成 24 年度から 3% (大法人は 5%) 以上増加
要件②	給与等支給総額が前事業年度以上
要件③	一人当たりの平均給与が前事業年度を超える (大法人は 2%以上増加が必要【追加】)

2. 特定の資産の買換え特例

(1) 長期保有土地等に係る買換え特例

10 年超保有資産を売却した場合の買換え特例について、その適用期限を平成 31 年 3 月末まで延長する (所得税についても同様)。

(2) 既成市街地等内から外への買換え特例

譲渡資産から事務所及びその敷地を除外し、買換資産から立地適正化計画を作成した市町村の一定の誘導施設に該当するものを除外する (所得税についても同様)。

【減税↓】

平成 29 年 3 月末が適用期限となっていた 10 年超買換え特例が 2 年延長となりました。

3. 中小企業経営強化税制の創設

現行の中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の中小企業の設備投資について、新たな即時償却又は税額控除制度を創設する。

(1) 制度

区分	制度
資本金 3,000 万円以下の法人等及び個人事業主	即時償却又は税額控除 10%
資本金 3,000 万円超 1 億円以下の中小法人	即時償却又は税額控除 7%

(注) 税額控除限度額は法人税の 20%

(2) 対象となる設備投資

中小企業経営強化法の認定計画に基づく下記の設備投資

区分	内容
生産性向上設備	旧モデルと比べて生産性が年平均 1%以上改善する最新モデルの設備
収益力強化設備	投資収益率が 5%以上の投資計画に係る設備

(3) 対象資産の追加

現行制度では対象外となっている器具備品及び建物附属設備を対象資産に追加する。

区分	金額基準
機械装置	160 万円以上
工具及び器具備品	30 万円以上
建物附属設備	60 万円以上
ソフトウェア	70 万円以上

(4) 中小企業投資促進税制

現行の対象資産から器具備品を除外した上、適用期限を 2 年(平成 31 年 3 月 31 日まで)延長する。

4. 中小企業者等の軽減税率の延長

年間 800 万円以下の所得に対する軽減税率(法人税 15%)を平成 31 年 3 月末まで延長する。

5. 中小法人の範囲の見直し

過去 3 年の平均課税所得が 15 億円を超える企業は、中小企業向けの特例措置の適用を不可とする。なお、平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

6. 定期同額給与の見直し

定期同額給与に、税及び社会保険料控除後の金額が同額である定期給与を加える。平成 29 年 4 月 1 日以後に支給に係る決議をする給与について適用する。

【減税↓】

中小企業の設備投資を後押しする税制で、中小企業投資促進税制の上乗せ措置の制度変更です。

対象資産に器具備品と建物附属設備が追加された以外は基本的には現行の上乗せ措置から変更はありません。したがって、制度適用には所管大臣による「経営力向上計画」の認定が必要です。

なお、今まで対象外であった医療機器は器具備品に該当するため、今回の改正で新たに適用対象となります。

【減税↓】

平成 29 年 3 月末が期限の中小法人の軽減税率が 2 年間延長されます。800 万円超の所得に対する中小法人の実効税率は 33.8% (平成 29 年度) です。

【増税↑】

15 億円という数値は黒字の大法人の平均課税所得で、数百から千社程度が見直しの対象となる見込みです。

【一】

現行は給与の総支給額が同額であることが損金算入の要件ですが、改正後は手取り金額が同額でも OK となりますので、手取り金額で固定しておけば、社会保険料の改定などで年に数回振込金額を変更する手間が省けます。

7. 研究開発税制

(1) 総額型

試験研究費の総額に控除率を乗じて計算する「総額型」の控除率及び控除限度額を以下のとおり見直す。

	現 行	改正後
税 額 控除率	12% 中小法人以外 8~10%	12~17%*1 中小法人以外 6~14%*1
控 除 限度額	法人税額の 25%	法人税額の 25% 一定の中小法人+10%*2

*1 12% (中小法人以外は 10%) を超える控除率は 2 年間の時限措置とする。

*2 試験研究費の増加割合が 5% を超える場合。

(注) 増加型は平成 29 年 3 月末の期限をもって廃止

(2) 高水準型

総額型とは別枠で適用できる「高水準型」の適用期限を 2 年間 (平成 31 年 3 月末まで) 延長するとともに、選択により「総額型」の控除限度額に法人税額の 10% を上乗せできるものとする。

(注) 中小法人は「総額型」の控除限度額 10% の上乗せ措置との選択適用

(3) オープンイノベーション型

大学との共同研究などの「オープンイノベーション型」の手続きを見直し、使い勝手の向上を図る。

(4) 試験研究費の定義にサービス開発を追加

ビッグデータ等を活用した「第 4 次産業革命型」のサービス開発を試験研究費の範囲に追加する。

8. 組織再編税制の見直し

(1) スピンオフ税制

他の者による支配関係がない分割法人が行っていた事業の一部を分割型分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割として一定の要件を満たすものを適格分割の範囲に追加する。

また、他の者による支配関係がない現物分配法人の 100% 子会社株式の全部を分配する現物分配について、上記と同様に振り扱うこととする。

(2) 金銭交付の合併等に関する制度

吸収合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価要件について、合併法人等が被合併法人等の 3 分の 2 以上の株式を有する場合における少数株主に交付する対価を除外して判定する。

(3) 全部取得条項付種類株式の端数処理等に関する制度

全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による完全子法人化について、株式交換と同様に組織再編税制の一環と位置付け、適格要件を満たさない場合は、完全子法人となる会社の資産について時価評価制度等の対象とする。

(4) 適用時期

上記 (2) 及び (3) は平成 29 年 10 月 1 日以後に行われる組織再編について適用する。

【減税↓】

積極的な研究開発投資を行った会社に対する税額控除措置の見直しです。

最も使い勝手の良い「総額型」は、試験研究費の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みへ見直します。

増加割合は試験研究費過去 3 年平均からの増加率をいい、増加割合が約 22% 以上の場合、控除額の上限 (17% 又は 14%) に達します。

例えば、中小法人が 1,000 万円の試験研究費について最大の税額控除を受けると、法人税等の減少額が約 500 万円と大きなものとなります。

<計算>

1,000 万円×17% (税額控除) + 1,000 万円×33% (損金算入分) = 500 万円

また、IoT、ビッグデータ、人口知能などを活用したヘルスケアサービスや自然災害予測サービス、農業支援サービスなど新サービスの提供価値等を高めるための研究に対する支出も試験研究費の範囲に追加されます。

【主に減税↓】

上場会社等が新設分割型分割により事業を切り出した場合、現行制度では、共同事業要件を満たさないなどの理由で非適格分割となり、分割法人と分割法人の株主に課税が発生することとなっていました。

特定の株主により 50% 超保有されている同族会社の場合は、共同事業要件が不要なので、従来から適格分割とすることが容易でした (今回の改正による影響はありません)。

金銭交付を行う組織再編について、一定の要件を満たせば税制適格となります。

9. タックスヘイブン税制

(1) 現行制度の概要

税負担率 20%未満の外国子会社等の所得に相当する金額について、国内親会社等の所得とみなして、合算して法人税等を課税する制度。

(2) トリガー税率廃止

合算課税対象となる会社の判定基準から税負担率基準(20%)を廃止し、以下に該当する会社の所得を合算課税の対象とする。

(3) 会社単位の合算課税

経済活動基準のいずれかを満たさない外国関係会社は、会社単位の合算課税の対象とする。ただし、税負担率が 20%以上の外国関係会社については適用を免除する。

(4) 一定所得の部分合算課税

利子、配当、無形資産の使用料、有価証券等の売却益等の外国関係会社の一定の受動的所得は、合算課税の対象とする。ただし、外国関係会社の税負担率が 20%以上の場合又は合算課税の対象となる所得が少額(2,000 万円以下)の場合は、適用を免除する。

(5) 特定の外国関係会社に係る会社単位の合算課税

一定のペーパーカンパニー、事実上のキャッシュボックス、ブラックリスト国所在の外国関係会社は会社単位の合算課税の対象とする。

<制度の適用対象のまとめ>

区分	税率 20% 以上	経済活動 基準	合算課税対象
①非軽課税国で経済活動あり	○	○	なし
②非軽課税国で経済活動△	○	×	なし
③軽課税国で経済活動あり	×	○	部分課税
④軽課税国で経済活動△	×	×	会社単位課税
⑤ペーパーカンパニー等	税率 30 未満の場合		会社単位課税

10. 申告期限の延長

会計監査人を置いている一定の法人の申告期限を、決算日から 4 ヶ月以内(現行 3 ヶ月)に延長できるものとする。

【主に増税↑】

税率が低い租税回避地(タックスヘイブン)を利用した租税回避を防止するための税制の大幅な見直しです。

現行制度では、外国子会社の税負担率が 20%以上であれば経済実体を伴わない所得であっても合算課税されない一方で、実体ある事業から得た所得であっても合算課税されてしまう場合がある、という問題があることや、パナマ文書によって、タックスヘイブンにある会社への適切な課税が国際的な共通課題として認識されたことなどから大幅な見直しとなりました。

トリガー税率(20%)の廃止とありますが、事務作業を免除する基準が新たに設けられ、その基準が税負担率 20%以上の会社とされていますので、事実上、トリガー税率が存続することとなります。

一見して明らかに受動的な所得しか得ていないペーパーカンパニーや事実上のキャッシュボックス、ブラックリスト国所在の会社については、判定プロセスを踏まずに合算課税の対象となります(税率 30%以上の場合を除く)。

【一】申告期限の延長

株主総会の時期を後ろにずらすためには、法人税の申告期限延長が必要でした。

IV. その他

1. タワーマンションに係る固定資産税等の見直し

超高層建築物（高さ 60m 超）のうち、複数階に住戸が所在するいわゆるタワーマンションの固定資産税について、一棟全体の固定資産税の合計額は変えずに、中間より高層階の税額を引き上げ、低層階の税額を引き下げる。

平成 30 年度から新たに課税されることとなる超高層建築物（平成 29 年 4 月 1 日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く）について適用する。

2. 機械装置等に係る固定資産税の軽減

平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、中小企業者等が一定の機械装置を取得した場合、固定資産税を 3 年間、2 分の 1 に軽減する措置について、地域・業種を限定した上で、器具備品、建物附属設備、測定工具及び検査工具のうち一定のものを対象に追加する。

3. 土地等の所有権移転登記に係る特例措置の延長

以下の特例措置を平成 31 年 3 月 31 日まで延長する。

登録免許税	特例	本則
所有権移転登記	1.5%	2%
信託登記	0.3%	0.4%

4. 住宅用家屋の所有権保存登記等に係る特例措置の延長

以下の特例措置を平成 32 年 3 月 31 日まで延長する。

登録免許税	特例	本則
所有権保存登記	0.15%	0.4%
所有権移転登記	0.3%	2%
抵当権の設定登記	0.1%	0.4%

【一】

1 階ごとに 0.256%増減しますので、50 階建の最上階であれば、約 6%増加します。不動産取得税についても課税標準となる固定資産税評価額を同様の計算方法により変更するため、税額が変わります。相続税の財産評価への影響は現時点では不明です。

【一】

最低賃金が全国平均未満の地域にあっては全業種、最低賃金が全国平均以上の地域にあっては労働生産性が全国平均未満の業種に限定されます。

より詳しい情報、個別の事案に関しては当法人までお問い合わせください。
 税理士法人 KOTAKA 税理士 小高育幸 / Tel.044-440-3017